

# 和歌山県日高川町 旧笠松小学校 廃校利活用事業者提案公募要領

## 1. はじめに

本公募は、笠松地域の持続可能な発展と地域資源の有効活用を目的として、廃校施設の再利用に関する事業者の提案を募集するものです。

少子化や都市圏への人口流出に伴い、全国的に廃校施設が増加している現状を踏まえ、地域の特色を生かした多様な活用事例を推進し、地域経済の活性化やコミュニティの再生を図ることを目的としています。

## 2. 公募の背景と目的

近年、少子化や教育環境の変化により、多くの学校施設が廃止・閉鎖され、その跡地や建物が遊休資産となっています。これらの廃校施設は、地域の歴史や文化を象徴する貴重な資源でありながら、適切な活用策が講じられないまま放置されているケースも少なくありません。

そこで、本公募では、地域の特性やニーズに応じた創造的な活用案を持つ事業者を募集し、廃校施設の新たな価値創造と地域振興を促進します。具体的には、教育・文化・観光・福祉・産業振興など多様な分野での活用を想定しています。

## 3. 対象施設

本公募対象となる廃校施設は以下の通りです。

廃校跡地及び建物	旧笠松小学校（所在地：和歌山県日高郡日高川町大字初湯川 168 番地）
施設の規模	校舎 延床面積 約 1561m <sup>2</sup> 給食室 延床面積 約 50m <sup>2</sup> 体育館 延床面積 約 476m <sup>2</sup> グラウンド 面積 約 5000m <sup>2</sup>
現状	昭和56年3月に新築竣工し、小学校として使用していましたが、近隣小学校との統合により、令和6年3月末に閉校。電気水道有り
その他条件	土地・建物の所有権は町に帰属し、提案事業者には長期的な管理・運営権を付与

## 4. 貸付に関する事項

- (1) 貸付のみとし、売却は行いません。
- (2) 貸付期間については、10年以上でご提案ください。契約満了の際は、双方合意の上、更新できるものとします。

### (3) 貸付範囲

校舎、体育館、給食室、グラウンドを貸付範囲とし、希望する範囲を提案書に記載して頂きます。選定された事業者が2以上になる場合は、貸付場所を協議いたします。

### (4) 貸付け料

今回の事業者提案公募は、地域活性化への貢献など事業内容を特に重視して優先交渉権者を選定することから、貸付の予定価格の設定や公開は行いませんので、事業内容の提案にあたって、応募事業者において希望する価格（月額）を自らの事業計画及び資金計画に基づき、実現可能な価格でご提案ください。提案内容の公共性及び公益性の必要性を判断した上で、優先交渉権者と協議するものとします。

(5) 現状有姿での貸付とします。事業者自らが増改築して利活用する提案も可能とします。

(6) 施設の維持管理費及び修繕料、火災保険料は事業者負担とします。

(7) 貸付期間が満了した場合、施設の利用を中止する場合には、事業者において速やかに現状復旧し、返還していただきます。

## 5. 提案内容

提案者には以下の内容について具体的な計画案を提出いただきます。

事業用途は自由提案としますが、次の用途として使用することはできないものとします。

- ①風俗営業又はそれに類する用途、犯罪に関わる又は助長する用途、公序良俗に反する用途及びその他町の品位や価値を損なう用途
- ②騒音・振動・塵埃・視覚的不快感・悪臭・電磁波・危険物等を発生又は使用する等、周囲に迷惑を及ぼすような用途

### 5.1 事業提案の概要

- (1) 地域資源や課題を踏まえた現状分析
- (2) 地域住民や訪問者にとって魅力的なコンセプト
- (3) 施設の用途
- (4) 事業の目的と地域貢献

### 5.2 事業計画の詳細

- (1) 具体的な活用内容
- (2) ターゲット層
- (3) 事業実施のスケジュール

### 5.3 運営・管理計画

- (1) 運営体制
- (2) 収支計画
- (3) 資金調達計画

## 6. 応募資格

提案者は以下の全ての条件を満たす者とします。また、複数者又は団体による共同提案も可能としますが、その場合、構成する者のいずれもが以下の全ての条件を満たす者であることとします。また、共同提案の場合、代表者を定めたうえで応募ください。

- (1) 日本国内に本社又は本拠地を有すること
- (2) 事業を継続して遂行できる十分な経営能力と優れた企画力を有し、地域住民や関係者と良好な協力関係を築けること
- (3) 下記応募期間内に1回以上、担当職員立ち合いのもと、対象施設の内覧を実施すること  
※複数者での共同提案の場合は、代表者のみの参加で構いません。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、応募者となることは出来ません。
  - ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
  - ②参加申込書提出時点で、国または地方公共団体からそれぞれの規定による入札参加停止措置を受けている者
  - ③会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者
  - ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
  - ⑤国税、都道府県税又は市町村税を滞納している者

## 7. 応募方法

### 7.1 提出書類

- (1) 誓約書（様式第1号）
- (2) 旧笠松小学校 利活用に関する事業提案書（様式第2号）
- (3) 事業者概要書（様式第3号）
- (4) 法人の場合
  - ①定款又は規約（会社概要等を記載したパンフレットがある場合は添付）
  - ②決算書類（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書） 過去3期分  
※複数の法人での共同提案の場合は、全法人分必要
- (5) 個人の場合
  - ①事業をされている方は確定申告書及び収支内訳書等の付属書類の写し 過去3年分
  - ②給与所得のみの方は源泉徴収票（令和4年～令和6年の3ヵ年分）の写し  
※複数者での共同提案の場合は、全員分必要
- (6) その他（申込締切後、町が審査に必要として提出を求めた書類）

### 7.2 応募期間

令和7年10月26日（日）～令和7年11月28日（金）必着

### 7.3 提出先

下記のいずれかの方法でご提出いただけます。

#### (1) 郵送

日高川町役場美山支所 美山地域振興課

郵便番号：644-1292

住所：和歌山県日高郡日高川町大字川原河202番地

#### (2) 電子メール

提出書類をPDFファイルで添付し、「廃校活用提案応募」と明記して下記アドレスへ

提出してください。

(3) 直接持参

上記（1）の窓口まで持参

## 8. 選定方法と基準

### 8.1 書類の確認及びヒアリング

提出された提案書について、担当部署より内容の確認やヒアリングを実施する場合があります。

### 8.2 選定委員会による審査

提出された提案書について、以下の観点から総合的に評価し、優先交渉権者を選定します。

※選定委員会の協議により、審査項目が追加されたり変更される場合があります。

- (1) 活用アイデアの独創性と地域性
- (2) 実現可能性と具体性
- (3) 持続可能性と収益性
- (4) 地域連携や社会貢献度
- (5) 財政計画の健全性

### 8.3 審査結果通知

検討委員会による審査結果は、令和8年3月下旬頃に応募者全員に通知するほか、本町のホームページにて公開します。ただし、優先交渉権者以外の応募者名は非公開とします。なお、審査結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては、一切受け付けません。

## 9. 優先交渉権者決定後の流れ

### 9.1 契約について

上記により選定された優先交渉権者とは、詳細な契約条件について協議し、契約を締結します。契約内容には、運営期間、管理責任、修繕義務、賃借料等を明記します。なお、協議の結果、双方合意に至らなかった場合又は優先交渉権者が提案事業を実施できないと認める場合は、契約を締結しません。

また、事業者が2以上選定された場合は、町がそれぞれと管理場所等について協議のうえ、契約を締結いたします。

### 9.2 地域説明会について

上記の契約締結までの間に「地域説明会」を開催することとします。地域説明会での意見等は、長期的に地域と有効な関係を築いていくため、可能な限り利活用事業の実施及び運営に反映するように努めてください。

## 10. 留意事項

- (1) 提案内容は未公開情報や第三者権利侵害がないこと。
- (2) 提出された資料は返却しません。
- (3) 本公募（現地施設内覧会への旅費等含む）への参加費用はすべて応募者の負担とします。
- (4) 提案については、複数案の応募が可能です。

- (5) 提案内容の変更や撤回は受付期間内に限り可能です。
- (6) 提出された提案書等は、本選考に関する事務においてのみ使用し、提案者に無断で使用しないものとします。
- (7) 提出書類等に記載された個人情報は、本選考に関する事務においてのみ使用し、それ以外には使用しません。
- (8) 公募要領に記載された事項に虚偽の記載があった場合は選考対象外となることがあります。
- (9) 施設の内覧については、応募期間内に実施頂けます。また令和7年10月26日（日）には地区住民と応募事業者対象に一日開放DAYを実施しますので、施設の内覧が可能です。その他の日程をご希望される場合は、事前に下記問い合わせ先にご連絡頂き、日程を調整してください。
- (10) 施設整備及び運営にあたっては、建築基準法や消防法等の関連する法令、条例等を遵守するものとし、改修等のために必要な各種法令等に基づく届出は、利活用を行う事業者が行うものとします。
- (11) 校舎については、今後災害時等の避難場所等としてご協力をお願いする可能性もありますので、可能な限り本町の防災対策へのご協力をお願いします。
- (12) グラウンドの西側の一部について、町が許可した国土地理院のGPS観測局を設置していますので、電源等の埋設物も含み、あらかじめ貸付場所からは省いておりますのでご留意ください。
- (13) ご質問等は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

## 11. スケジュール（予定）

- (1) 募集開始  
令和7年10月26日（土）
- (2) 施設内覧会  
令和7年10月26日（土）
- (3) 応募書類提出期限  
令和7年11月28日（金）※消印有効。メールや持参の場合は17時まで
- (4) 審査結果通知  
令和8年3月下旬頃
- (5) 事業実施候補者決定  
令和8年6月頃

## 12. お問い合わせ先

【担当部署】 日高川町役場美山支所 美山地域振興課  
【住所】 〒644-1292 和歌山県日高郡日高川町大字川原河 202  
【電話番号】 0738-23-9505  
【メールアドレス】 m-chiiki@town.hidakagawa.lg.jp